

令和4年9月14日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会

委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 9月14日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼市内スキー場の存続方針について執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、立地適正化計画 防災指針検討業務委託について、川西簡易水道の水圧上昇事象におけるその後の経過について、養護老人ホーム「南山荘」の移転先について、堀之内社会福祉センターの所有権移転について、介護保険料等に係る事務誤りについて、「ふれあい交流センターこまみ」の入湯税課税免除規定の見直しについて、物価高騰対策について及びコロナワクチン関係について執行部から報告を受け質疑を行った。
市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、委員会で協議し、取扱い区分を決定した。また、委員長から新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会等について報告があった。

産業厚生委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第82号 魚沼市税条例等の一部改正について
- (2) 議案第83号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について
- (3) 議案第86号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・ 魚沼市内スキー場について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ・ 立地適正化計画 防災指針検討業務委託について
 - ・ 川西簡易水道の水圧上昇事象におけるその後の経過について
 - ・ 養護老人ホーム「南山荘」の移転先について
 - ・ 堀之内社会福祉センターの所有権移転について
 - ・ 介護保険料等に係る事務誤りについて
 - ・ 「ふれあい交流センターこまみ」の入湯税課税免除既定の見直しについて
 - ・ 物価高騰対策について（住民税非課税世帯5万円給付）
 - ・ コロナワクチン関係について
 - ・ 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ・ 新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について

3 日 時 令和4年9月14日 午前10時00分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、
渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、大塚市民福祉部長、武藤産業経済部長、星ガス水道局長、
戸田市民福祉部副部長、吉田産業経済部副部長、齋藤税務課長、
茂野介護福祉課長、岡部健康増進課長、星建設課長、斉藤都市整備課長、
鈴木観光課長、佐藤施設課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

9 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 本日、職場体験の生徒さん方には写真撮影、動画撮影を許可しておりますので、ご報告をいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。本日は、日程がたくさんございます。スムーズな進行にご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

(1) 議案第82号 魚沼市税条例等の一部改正について

佐藤(肇)委員長 日程第1、議案第82号 魚沼市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

大塚市民福祉部長 それでは、魚沼市税条例等の一部改正につきまして、9月7日の本会議にて提案理由に補足して説明を行ったところではありますが、その中で何点かさらに追加で補足して説明したいところがありますので、よろしくお願いたします。詳細につきましては税務課長が説明しますので、よろしくお願いたします。

齋藤税務課長 それでは、魚沼市税条例等の一部改正について、追加し補足説明をさせていただきます。(資料「魚沼市税条例等の一部を改正する条例の概要」により説明)

佐藤(肇)委員長 それでは、これより質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 それでは、質疑させていただきます。今回の改正によって、総合課税よりも今まで申告不要だった個人住民税については5%だったものが10%に上がってくるという形になって、どちらかを選択できるということにはなるとお思います。株式ですとか、そういった配当金等の所得がある人にとっては、これは有利な法改正なのでしょうか。

齋藤税務課長 実はこの制度は本来、ほかの所得税と個人住民税の関係につきましては、この申告の内容が変わるということは通常はなく、金融の取引の関係を促すために特別にこういう選択が可能ということで、これまでなっていました。というのも、こういった金融商品のところを行いますと、個人住民税も同じように総合課税でした場合に所得が上がってしまつて、国民健康保険等の額に影響してくるということがあったので、それを少しでも申告者が妨げにならないようにというところから少しでも有利な形のように、これまではこれを変更することが、申告不要とすることができたんですけども、それはこれまでの一体的な考え方からは少し不具合ということで、今回このような形になりました。

現在、魚沼市内で昨年でこの申告をされていた方が、40件ぐらいいらっしゃいます。当然、これまでは有利な形になっていたのが、当事者にとっては少し不利な形にはなるのかもしれませんが、これが本来の税制の形と申しますか。所得税と個人住民税によって申告の形が、変わらず同じ形になるというものですので、通常のほかの所得と同様な形の申告の形態に今回改正になるものと考えております。

渡辺委員 そうしますと、所得税の申告段階で総合課税よりも、申告不要な金融商品に対する15%でしょうか、一律でかかってくる。そちらのほうを選択した場合には、申告不要でこれまでどおり5%と。ただし、所得税の段階で総合課税で、金融商品で儲けがあるという言い方をしたら失礼ですけども、ある方は総合課税にしまえば累進課税ですので、その分税金

が上がってしまうという形になるかと思えます。そういったところで所得税の段階で、総合課税を選ばずに申告不要の一律15%を選んでいた人は、従来どおりという考え方になるということでしょうか。

齋藤税務課長 そのとおりでございます。

渡辺委員 国の税制ですので、私たちが何かできるものではないんですけども、同じように所得があるとき、金融所得のほうが多く所得があったとしても一律。給与所得ですとか、そういった方については累進課税がかかるというところで、多く所得があると課税率が高くなる。確かに、金融商品のほうに皆さんのお金を回したいという国の気持ちは分かるんですが、庶民からすれば不公平感があるというのも否めないと思えます。その辺り、市長は国に対して、何か促していくような考えはございますか。

内田市長 国の政策でありますので、今ここで私が答えることではないと考えております。

渡辺委員 確かに金融商品のほうにお金を回すということも大事ですけども、実体経済でしっかりとお金が回る政策を、魚沼市長には市の運営はしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することにご異議はございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第82号 魚沼市税条例等の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第83号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長 日程第2、議案第83号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤（達）委員 この第2条の貸与を受ける者の資格についてですけども、従来の「保護者が新潟県内に居住している者」というところを削除することですが、県外からこういった修学資金の申請等があった場合に改定がなされるかと思えます。そういった事例は、どんなものがあつたんでしょうか。

大塚市民福祉部長 さらにこの前の段階では、県外からの申込みというのはできたんですけども、以前この借入れについて返済しない事件がございました。それを受け、一旦ある程度身元を調査しやすいというところで県内に保護者を絞り、今の形になっております。しかしながら、保護者の要件につきましては、医師修学資金について複数の自治体から資金の貸与を受けて大きな問題となったときからしますと、そういったことはその後起きていない。県内でなくても県外であっても、調査はできるというところもあります。そういった部分を設けることよりも、アイターンを視野に入れた県外者を確保できる可能性のほうがメリットが大きいという判断で、今回そういった要件を削除したいという趣旨のものになっております。

佐藤（達）委員 分かりました。今まで、こういった修学資金の申請等を利用し、実際に修学している人たちがどの程度おられるかということ。それから、資金の最後のほうなんですけれども、金額の違いについて参考に教えていただきたいです。私立のほうで30万円に対して、それ以外ということですので公立の場合はその半額の15万円ということになります。あと、その3条の3項のほうでは。

佐藤（肇）委員長 一つずついきましょう。

大塚市民福祉部長 貸与を受けまして卒業後に従事している方ということでありまして、医師が今現在3名、それから看護師が14名という状況になっております。

岡部健康増進課長 貸与額の金額の違いにつきましては、私立と国公立では学費が違いますので、それが反映しているのだと思います。

佐藤（達）委員 医師が3名、看護師14名、あと助産師のほうも参考に教えていただければと思います。

大塚市民福祉部長 助産師はおりません。

佐藤（達）委員 それから、この8条の別項のほうなんですけれども、今回の改定の中で変わってきた点についてです。従来の、33ページの5行目ほどのところにある「専門的な知識及び技術の習得に係る規則で定める医療機関又は市立医療機関での研修をいう」という部分です。改定の新しいほうでは、市立医療機関がなくなり「規則で定める医療機関」ということになっております。旧のほうは逆に具体性があるという気はするんですけども、いかかでしょうか。

岡部健康増進課長 言い回しを分かりやすく修正したつもりではあったんですが、それがかえって分かりづらいというご指摘だと思います。趣旨としましては、お医者さんは特に大学を卒業して国家資格を取っただけでは駄目で、病院での臨床研修というのが必要になってきます。その臨床研修を受けられる病院というのも、どこの病院でもいいということではなく、私たちとすると、魚沼市とはずっと継続し繋がっていたいところがありますので、初期研修だったり後期専門研修だったり、それらを受けるのに市が指定する医療機関で研修をしてくださいという意味でこちらへ入れさせていただきました。分かりづらいと言われると、文言の見直しはまたこれからも検討していきたいと思います。

佐藤（達）委員 規則で定める医療機関ということなんですけれども、従来の文言である市立医療機関というのは、どこかに入っていたほうが良いと思います。そういうところで研修を受けられれば、その期間に合算できますよ、ということで。そういう気がしますので、検討のほうをお願いできればと思います。

大塚市民福祉部長 市立医療機関というと市立病院になりますけれども、小出病院では初期臨床研修といった研修を受けることはできない状況になっております。こちらについては、そういった市立病院の研修というものを、入れても病院側ができませんので、文言から外してあるということになります。ご理解のほうをよろしく願います。

佐藤（達）委員 小出病院も対象かなと思ひまして、そういった質問をさせてもらいました。基幹病院ということで、そこが指定の医療機関であるということになると思いますので、了解しました。終わります。

渡辺委員 以前は、この県内の保護者という要件を設けずに募集していて、いろいろと事情があり県内に保護者がいるという条件をつけたということですが、今後はそこを外すことによ

って、さらに大勢の方たちから申し込みをしていただくということになるかと思えます。それを念頭に変えたのだと思いますが、以前県外の方で不祥事があったということですが、そればかりじゃなく、そういう事件がなく新潟県には全く縁のない人たちが、何人かいらっしやっただけでしょうか。

大塚市民福祉部長 以前の借入れにつきましては、今現在、把握しておりません。

渡辺委員 以前はちゃんとそういう方もいらっしや、また増やしていけるということをしてできれば聞きたかったんですが、そこを外すことによって今後増えていくということを期待させていたいただきたいと思えます。

富永委員 33ページになります。第9条の5項。旧のほうで「医師にあつては後期臨床研修のほか専門的な知識及び技術の習得に係る研修のため」とあり、新のほうは「専門研修」というふうに変えてあります。新のほうの「専門研修」というところと「専門的な知識及び技術の習得」は、どういった違いを想定してこのように表現しているのでしょうか。

大塚市民福祉部長 専門研修につきましては、いろいろな内科ですとか外科ですとか、専門的な学会が定めたプログラムにより認定した研修ということになります。ただ、医師の場合はそうした専門研修のほかにも、資格にかかわらず様々な最新技術の習得ですとか、そのためのほかの病院や大学等での短期間の研修等も積極的に受けていたいただきたいですとか、そういった希望もございます。それらの場合にも対応できるようにということで、そうした文言を今回加えさせていただいております。

富永委員 そういった説明を受けると分かるのですが、文言だけだと分からなかったので質疑させていただきました。終わります。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございせんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し採決することに異議はありせんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございせんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第83号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決しました。

（3）議案第86号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の変更について

佐藤（肇）委員長 日程第3、議案第86号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の変更についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございせん。

佐藤（肇）委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はございせんか。

浅井委員 今回の請負契約の変更についてですが、一番大きいところを見ますと、週休2日取得モデル工事を取り入れたことによって、1,600万円ほど増額していることになります。この週休2日工事の制度というのは、いつからあったか教えてください。

武藤産業経済部長 週休2日制度につきましては、建設業に限って申し上げますと、遡ると平成26年と思えますが、このときに、国土交通省は担い手三法、建設業者の健全な育成、それから公共工事の適切な管理運営のために、通称名で恐縮ですけれども入札契約適正化法、品格法、

それから建設業法、この3つを大規模に改正しました。そのときから、やはり建設業の担い手をしっかり確保するという意味から、流れ的にはそのときから建設業界における週休2日制の導入というのが叫ばれてきました。また最近では、建設業界としても4週8休を進めていこうという流れが強くなりました。

公共工事の制度の中で、4週8休、もしくは4週6休から8休を達成した工事について、しっかりと費用の面で支援をするという動きとなっているのが、大まかな流れでございます。浅井委員 この四日町排水ポンプ場の一番最初の入札のとき、この制度はあったわけじゃないですか。その最初の入札のときに組み込むことはできなかったんですか。

武藤産業経済部長 当初の組み込みということですがけれども、方式が複数ありまして、今現在国のほうでは確実に4週8休しなさいよという強制はしておりません。その中で、工事の内容で発注者が当初の契約で指定する方式、最初からやってくださいよと指定する入札方式。それから、受注者の希望によって私もやりたいのでやらせてくださいという方式があります。今回は後者のほうで、魚沼市は今モデル事業として1,000万円以上の工事について、落札者からの希望があれば対応をしております。当初、この工事については受注者から希望がありました。希望がありましたので適用することとしまして、最終的には工事の終期に当たって実際に4週8休が行われていたかどうか確認ができれば対応するという方式をとりましたので、このたびの最終変更で計上させていただくというものでございます。

佐藤（達）委員 週休2日の方式なんですけれども、土曜日とか出勤になって完全ではなかったというそういった場合は、その乗率を変えて、低くして、また積算するということかと思いません。先ほどチェックをしながらということをおっしゃいましたが、こういうチェック方式というのはどんなふうに行われているのでしょうか。

武藤産業経済部長 公共工事に当たりましては、発注者側としましてもその執行の中で、監督員、それから総括監督員が指定されております。常に工事の現場代理人技術者等々と話をし、打ち合わせをしながら公共工事は進めております。当然、監督員は大きな工事であれば毎日のように現場にも行きますし、その上であくまでも受注者から報告があった中で監督員がそれをチェックし現実にできたのかできてないのかを判定することとしております。最終的には、500万円以上は工事検査がありますので、工事検査の中において現場の確認もあわせて行っているところであります。

佐藤（達）委員 最終的にはその結果と日数等を確認しながら、乗率が決まってくるということかと思えます。今回、1回目の変更があって、また2回目の変更になっていきますけれども、私はそういった確認は最後にやればいいんじゃないかなという気がします。2回変更があった理由を教えてください。

武藤産業経済部長 この4週8休に関する変更につきましては、今回最終変更で行っております。最初の1回目の変更というのは、そのほかの部分での施工内容の変更で行わせていただいたということで、ご理解願います。

渡辺委員 今ほど1,000万円以上の工事について、受注者側から手を挙げて、こちらのほうで支援をするということでした。具体的にはどういうふうにして支援をするという、算出の根拠みたいなものがあると思うんですけれども、そういったところを概略でいいのでお聞かせいただければと思います。

武藤産業経済部長 こちらについては経費等の補正を行う方式となっております。大まかに申

上げますと、4週6休から4週8休までランクがあります。その中におきまして大きく4項目、労務費の補正、それから機械経費の補正。これは直接工事費に関係する部分です。こちらを1.05ですとか1.04の、4～5%をプラスする。そのほかに、一般的な諸経費と言われていきます共通仮設費、現場管理費、こちらにつきましても4%もしくは5%を増して、積算を行うということです。

渡辺委員 これは、市単独の支援事業になるのか。それとも、国県とかのほうでもそういったことを推進し、財源としてそちらのほうのお金も入ってくるのか、聞かせてください。

武藤産業経済部長 こちらにつきましては国が推し進めている制度でございますので、当然その工事が該当になれば、対象にはなるということでありませう。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませうか。（なし）質疑なしと認めませう。これで質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することに異議はありませうか。（異議なし）異議なしと認めませう。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第86号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませうか。（異議なし）異議なしと認めませう。よって、議案第86号 四日町排水ポンプ場土木工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、本委員会に付託された議案については以上となります。

（４）所管事務調査について

・魚沼市内スキー場について

佐藤（肇）委員長 次に、日程第4、所管事務調査についてを議題といたします。魚沼市内スキー場について、執行部から説明を求めませう。

内田市長 それでは、魚沼市内のスキー場の存続方針につきまして、前回の8月12日の産業厚生委員会における事業者との協議事項の報告、そしてその後の8月22日の全員協議会を経まして、今後持続可能なスキー場運営に向けた運営事業者と共に取り組んでいく具体的な事項につきまして、説明をさせていただきたいと思ひます。資料を提出してございませう。詳細の説明につきましては、産業経済部副部長から説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

吉田産業経済部副部長 それでは、私のほうから魚沼市内スキー場の存続方針について、産業厚生委員会のほうからもいろいろと課題をいただいておりますので、そこを中心に説明をさせていただきたいと思ひます。（資料「魚沼市内スキー場の存続方針について」により説明）

次に、資料の2. 将来像を可能にするための行政支援、③官民連携による適正な設備等の投資の考え方についてであります。薬師スキー場のペアリフト架け替えにつきましては、補正予算で議決をいただきましたけれども、委員会のほうからもそれ以外の小出スキー場、須原スキー場、そちらのほうの短期的な投資計画についてはまともな次第資料を提出いただきたいという要望をいただいておりますので、現時点の考え方について説明をさせていただきたいと思ひます。細かな数字が含まれますので、こちらの短期投資計画につきましては、観光課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木観光課長 (資料「持続可能なスキー場運営に向けた短期投資計画」により説明)

吉田産業経済部副部長 最後に、今後のスケジュールにつきまして、説明をさせていただきたいと思います。(資料「今後のスケジュール(案)」により説明)

佐藤(肇)委員長 説明が終わりました。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10:59)

再 開 (11:10)

佐藤(肇)委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

執行部からの説明が終了しておりますので、これから質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

佐藤(達)委員 魚沼市スキー場組織編制協議会の規約案の中の組織ですが、「(4)前各号掲げる者のほか、協議会において必要と認めるもの」という項目があります。現在、市内ではいろいろなスキー場を考える会ですとか、非常に強い関心を持つてる団体がありますが、そういった団体もこういった中に入り、皆さんの質疑の様子を確認する。そういったことは可能なんでしょうか。

吉田産業経済部副部長 こちらのスキー場組織編制協議会は、これから新たな組織設立に向けたスキー場運営事業者による協議会という形になりますので、あくまでも今後の組織をどうやって運営していくか、財政的な部分も含めしっかり協議して設立に向け動いていくということになります。今ほど委員が言われた部分につきましては、協議の経過をどうなっているかというのをこちらのほうからお知らせするという程度で、協議会のほうに積極的に加わるべき団体ではないかなというふうには考えています。

佐藤(達)委員 この協議会は、これから3年かけ、今後のスキー場の在り方を協議し、運用運営を一つの組織に絞っていくというところを協議していくものだと思います。存続可能なスキー場になってもらいたいということで、スキー場を考える会ですとかいろんなところで注目されており、この協議・検討がどんなふうに進んでいくのか伺いたいというご意見もあります。協議のほうには参加できなくても、公開されている中で開催し、それを皆さんが確認していくということは可能なんでしょうか。

吉田産業経済部副部長 基本的には、今後の設立に向けた協議会としてどうあるべきかという運営的、財政的な部分というのは先ほども申し上げたとおりですが、そういった協議を一つ一つ課題をクリアしながらやっていく形になりますので、協議会が常に傍聴のできる状況かということ、やはり入れない状況もあるかと思います。ただ、実際これからどういう形で一つの運営体としてスキー場を運営していくかというソフト部分を含めた方針的なところで、ある程度外部の方から聞いてもらえることが可能ということであれば、三つの運営事業者の考え方にもよると思うんですけども、時と場合によってはそういった議論を聞く場というのは設けることは可能ではないかなと思っております。ですが、現時点ではまだ運営事業者とその辺の協議は整っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤(達)委員 持続可能なスキー場に持っていくためには、やはり市民の皆さんのご支援が必要かと思ひます。全て公開ということは難しいかもしれませんが、可能な限り3事業者、また

市のほうも含め、今スキー場がここまで進んでいて今後こういったところを協議する。そこにそれを傍聴することも可能です、というような案内を示していただきながら協議を3年間に渡って進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　今のご意見は、3つのスキー場運営事業者のほうにお伝えをさせていただきますし、今後の部分についてはそれも含めて検討させていただきたいと思います。

佐藤（達）委員　短期の投資計画なんですけれども、資料2ページの③の中ほどで「小出及び須原スキー場においても老朽化等により維持費が嵩み、特に経営を圧迫し、早急な更新が必要な設備等については対応し」というふうにあります。それを踏まえて短期の投資計画を見ますと、小出スキー場の第一リフトがインバータ化するということになっています。そのほかに2本リフトがあり、須原スキー場は改修の対象としましては通信ケーブルや受電設備、それから圧雪車ということになっておりまして、索道等についてはここに対象として挙がっていないという状況です。須原スキー場さんのほうに伺うと、リフトの設備についてもかなり老朽化が進んでいて綱渡り的な運用もしているということですが、オーバーホール修繕が必要な令和5年度で2,750万円計上されていますけれども、3年、4年を小出・須原のスキー場は乗り切っていけるのでしょうか。

鈴木観光課長　まず、小出スキー場についてであります。おっしゃるとおり、3本の索道がございます。現在、もしこの当市の短期投資計画が進むのであるならば、今ある第一リフトの部品を第二リフトもしくは第三リフト用に部品取りとして考えています。かつ、今休業をしております大原スキー場、こちらの設備についても小出スキー場への移設が可能な部品が多々ある状況でございます。こういったものを使いながら、小出スキー場の残りの2本については短期的な部分についてクリアができるものと認識しています。

須原スキー場についてです。全て確かに古い。これは須原だけではなく小出も含めてということになりますけれども、索道技術者、索道事業者との協議の中で、オーバーホールで短期部分について動く部分は計上をさせてもらっております。全てを新しくするという考え方ではないということで、ご認識いただければと思います。

その先につきましては、新たな組織において計画を作ってどのような索道が必要なのか、どこに投資をしていくのかということを示した上で、再度行政と検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

佐藤（達）委員　先ほどの説明の中で、小出スキー場では製造、メンテナンスが終了しているものがあり、大原スキー場ですとかそういったところで流用可能なものは使うということだったかと思えます。製造、メンテナンスの中止品があっても対応可能というのは、須原においても同様なのではないでしょうか。須原のほうは3本のリフトがあり、製造中止でメンテナンスしてないというものについてスキー場事業者だけで補修しながら運用していくというのは、だいぶ困難な点があるのではないかという気がします。2,750万円という予算が来年度に計上されていますが、これでこの3年間続けていけるといところが、事業者さんのほうの見解なのではないでしょうか。

鈴木観光課長　須原スキー場にしてみると、索道はもちろん、あそこもここもというのは当然聞いております。ただ、その中で須原スキー場にいらっしゃる索道技術管理者、ここのメンテをずっと設置時からされている索道会社と言いましょうか。業者との話の中で、短期5年間は稼働できるという範囲の中での、オーバーホール等を見積もりをして協議をしている結果

ですので、現時点ではこの5年間は動くものというふうに認識をしております。

佐藤（達）委員 事業者のほうでは、そういった見解だということかと思えます。ただ、いろいろな部品交換が必要になるようなトラブルが発生すると、しばらく運用できなくなるということにもなります。あんまりギリギリのもので運用するということではなく、余裕を持つ中で運用できるよう、ぜひ検討していただきたいと思えます。

大桃委員 今後のスケジュールなんですけれども、9月に薬師スキー場ペアリフト移設工事の入札があるということでした。先般の補正の後に、新聞では測量委託として660万円という数字が出ていましたけれども、この工事の測量というのはどういう形で考えていますか。

吉田産業経済部副部長 今ほど言われた660万円の測量設計委託は、私ども観光課のほうでは、今回の案件に関して絡む予算としては計上しておりません。

大桃委員 これからの短期間の間ですが、この測量は地元の業者を予定しているのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 測量の部分につきましては、今回ペアリフト架け替えということで、実際運行するに当たって許可申請が必要になってきます。実は今回のその工事の中に、それら許可申請の業務も一括発注しておりますので、その中で応札した事業者の業者が測量もし、設計もし、その中で必要な関係書類、免許更新に向けた必要書類、それを全部整えた上でやるような形になりますので、それを含んだ発注になります。

大桃委員 そうすると、地元の業者の測量ではなかなか難しいということではよろしいのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 はい。委員、お見込みのとおりです。

大桃委員 10月にペアリフト移設工事の発注ということで予定されておりますけれども、この前も質問させていただいておりますが、索道と索柱、これらの位置関係というのはもう出たと、お示しできるということではよろしいでしょうか。

吉田産業経済部副部長 最終的な部分は、業者決定後にそれも含めて最終的な形が出来上がるということになります。おおむねこのラインでというのは、ある程度こちらで思い描いている図はございますけれども、今ほど申したように最終的な業者との打ち合わせの中で決定していくということでもあります。

大桃委員 予定しているところはあるということですが、今のリフト関係は、途中に林があります。山側の林をよけてリフトが架かるということかと思えますけれども、林の真上にリフトを通すということは難しいと私は思います。今の場所からずっと建物側のほうに降りれるというふうを感じるわけですが、その辺のところを言えるかどうか分かりませんが、聞かせてください。

吉田産業経済部副部長 予算要求額を出す中で、参考見積もりを関わっている業者等々からいただいております。今回、そのペアリフト架け替えについても、いろいろ現場を見る中で当然そこをメンテしている事業者でありますので、その中で最適な場所というのは一ついただいて発注しておりますので、その部分は問題ないと考えております。

大桃委員 そうすると、林の上のところを予定された場合は、木を切るということになるのかなのか、聞かせてください。

鈴木観光課長 まず、今我々が想定している降り場の部分については、どうしても敷地が限られていますので、ゴール地点は同じ場所で、かつ向かって左のほうには今シングルがあるわ

けですので、委員が心配をされている林もやはりよけなければならないというふうに想定はしています。よって、スキーハウスのほうから乗り場があると今のところは考えています。林部分につきましては、過去の経緯の中で土留めをしている部分の機能を有していると地元農家の話を聞いておりますので、今後決まる事業者とその辺の経緯も踏まえ、なるべくその林は回避するような形で線が引けるのかどうか、きちんと地元の情報を得ながら進めていきたいと思っております。

大桃委員　林のほうは、私有地かと思っています。そして、頂上の降り口は同じだとすれば、かなりその林をよけることになり、温泉の建物のところに作る。今と全く逆の方向になります。当然、斜面には問題はないかと思えますけれども、これから検討に入り予定をしてということになると、前から申ししているように地主の方にお示しをするというのが、ずっと先になってしまいます。入札もあり、工事の発注もしているわけですから、その辺のところは早く地主の方に話をしていかないと。来年の作付けの肥やしや苗、種など、出来るのか出来ないのかという心配も、今している状況であります。スキー場は本当にあるべきだと思いますけれども、そこにある市民の土地のことを深く考え、そこには地主がいるのだということ、もう少し検討していただきたいなと思えますがいかがでしょうか。

吉田産業経済部副部長　今ほどご意見をいただきましたが、今までも数回いただいております。こちらのほうとしても、適宜に、早期に丁寧な説明を心がけた中で、しっかりとご理解いただいた上で工事のほうは進めていきたいと考えております。

渡辺委員　このスケジュール案なんですけど、最終的には令和10年2月に条例改正案の上程、そして新たな組織を指定管理者として上程というような文言が入っております。これをこのままそっくり読むと、市がそのまま資産として持って、そして新たな会社に指定管理に出すという考え方のように感じられます。私たち議会としては、完全民営化も含めてしっかりと考えていかなければいけないですし、そこを目標としたけれども、様々な事情の中で半民半官というような形になってのPFIになるということであれば納得いきますが、これは完全民営化を目指さないという意味でのスケジュール案になっているのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　今までこの10年間、スキー場運営、普通財産化の中で指定管理も含めそれぞれ運営してきたところでありますが、先ほどの短期投資の計画を見ていただいてもわかるとおり、年間にかかる維持修繕が非常に多額になってきております。そういったことから完全民営化というふうになったときに、運営するというだけであれば、今の3つの運営事業者の部分についてはある程度収入と、それとそこにかかる経費、マイナスも当然あるときもあるんですが恐らく運営だけで言えば営業ができていているという状況かと思えます。ですが、この維持修繕、それらにかかる費用を含めると、やはりある程度は行政的な支援が必要だろうというふうに考えております。

では、行政が支援する中で、何を根拠にというのは今まで議会のほうからもいろいろ課題として提起をいただいているところではありますが、今回この条例化する中で、しっかりとスキー場を市として必要な施設なんだという位置づけ。それと、観光面だけでなく様々な効果がスキー場にあるということをしっかりと明記した上で、行政財産として条例に明文化する。そこに対しては、市としてしっかりと維持修繕を含めて支援していく中で、持続可能なスキー場運営をやっていきたいという考えで、今回こちらのこの案は示させていただいております。

ただ、今ほど言われたとおり、今後のスキー場協議とともに市としてどういうあり方、支援の仕方がいいのかというのは、当然検討が必要かとは思いますが。ただ、今現時点では先ほども申し上げたとおりの考え方で進んでおりますので、今回このスケジュール案を示させていただいたところであります。

渡辺委員 3事業所の方々が新たな会社を設立し、一体化になりたいというところまでやっとなってきたということについては、ご苦労また各事業所の決断があつてのことだと思っておりますので、そこは評価というか感謝したいと思います。ただ、これまでの10年間、完全民営化に向けて話をしてきましたが、正直なところどのくらいの予算だとか、どういうところを市がお金を出すから頑張っていこうだとか、PFIの考え方やあるいはPPPの考え方というところを事業者の説明もしてなければ、勉強会も一度もしたことがないわけですよ。そういう中で、事業者の皆さんは従来のあり方しか知らず、市が施設の部分を持ってもらわなかったら運営ができないという考え方になっています。しかしながらこの日本全国の中には、PFI方式というような形で官がしっかりと関わりながら、民と一緒に新たな経営組織として運営しているところは幾らでもあります。

このようなスケジュール案を書いたら、事業者の皆さんの考え方はそちらにいきません。従来どおりのやり方に行き着いてしまうのではないかと危惧するんですが、その辺りは部長としてどのようにお考えですか。

吉田産業経済部副部長 今ほど委員のご指摘のとおり、当然これをもとに先入観を与えてしまつてはならないと思っております。これから実際、新たな組織設立に向けた協議を進める中で、今回座長として第三者である中小企業診断士の専門的な方をお呼びしています。様々な可能性というのは、これからまさに探りながらどのような組織形態がふさわしいのか、協議するところであります。今、指定管理という最終的な目標といいますか。新たな組織設立後の指定管理という部分も今回スケジュールでは出ささせていただきましたけれども、その協議の過程の中で様々な可能性が見出せるということであれば、ここに書いてあるスケジュールというものも当然最終的な形では変わってくる可能性も十分あります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、ようやく今、協議がスタートしたばかりであります。これから中小企業診断士の方とも協議会設立に向けた運営協議をどのようにやっていくか、これから協議をする中でスタートする予定であります。先入観を与えない、フラットな考え方の中で協議がスタートできるように、こちらとしても考えています。

渡辺委員 そうであるならば、スケジュールに書いてあることは、もう少しぼかした書き方にしないといけないのではないかと思います。このスキー場というのは先ほどからおっしゃっているとおり、魚沼市にとってはスキー場というだけではない。冬になると春の従業員をそのまま雇用していける形態ではないというこの魚沼市の中にあつて、雇用ですとか、建設業界、農業関係の方々も含め、さらに発展できるような形にしていかなければ意味がないのではないかと思っております。そういった意味で、もっと発展的に考えられるように、スケジュール案の文言に気をつけていただきたいです。

吉田産業経済部副部長 今一度、こちらのスケジュールのほうは、内部で検討させていただきたいと思っております。

渡辺委員 先ほど、この短期投資計画のところ、スキー場のリフト全てを網羅していない中で短期計画だということで、心配の声が上がっておりました。それともう一つ心配なのは、

スキー場を運営していくためには、索道だけではないですね。当然のことながら、お客様に休んでいただくレストハウスのメンテナンスもあると思いますし、建て替え等も私はあるべきだと思っております。小出のスキー場に関しましては、子どもさんたちを受け入れても結局ご飯を食べていただく場所もないということで、こまみの湯を活用したりしながら一生懸命頑張っています。しかしながら、洗練されたスキー場というイメージにはならないと思います。やはり、これから持続可能なスキー場を目指すのであれば、洗練されたスキー場を目指さなかったら持続可能なてあり得ないと思っております。

この短期投資計画は、恐らく来年度の予算をつけるためにそれ以降のものは上がってきていないと思いますが、今後検討を重ねる中で増減が見込まれると思います。毎年度、きちんと見直しながら短期計画もやっていかなければいけないと思いますがいかがですか。

鈴木観光課長 建設的な意見ありがとうございます。当然、今時点での短期計画です。全て洗練された形に持っていく上でも、将来の方針、そこへ行政として投資すべき計画内容、そういったものをきちんと業者と行政も一緒になって協議した上で進めていきたいと思っております。短期計画については、そういった仮定の中で変更を組み入れさせていただく場合には、きちんとご説明をさせていただいた中で計上させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 そういう意味で洗練されたものにしていくという意味での各施設設備ですね。施設ですけれども、それらはこれからの長期計画の中で出てくるものだというふうに思っておりますので、この短期計画はある意味、そこに行くまでの過程での投資金額だと、そしてまた見直しも多少なりとも出てくるというふうに理解しました。

そして今回、この4号委員になるんですけれども、その都度、必要と思われる方々をお呼びするという考え方だと思っておりますが、この中にやはり魚沼市の3事業所だけが例えばこれから株式会社にするのか何かわかりませんが、そこにぜひいろんな方々から、例えば先ほど言った建設業者ですとか、いろんな形で冬場に何とか雇用を持ちたいと思っているような方々にも参画していただけるような場をつくっていくにも、ある意味そういった方々の参画も期待していきたいと思うんですけど、そういった方々のこの4号委員の考え方というのはございますか。

吉田産業経済部副部長 こちらの4号委員の構成につきましては、運営事業者の中でも、やはり最初は絞った中で集中的に議論したいという考えもあれば、様々な方を参画した中というご意見もあるというのが正直なところであります。ただ、私どもの考え方としても、やはり当初は先ほども申し上げたとおり、本当に真に3つが一つになる。新たな組織を設立するうえで、どういった運営をして、そして財政的な部分を含めて、やはりコアの部分は集中的にこの3つの運営事業者が中心となって協議していくべきだというふうに考えております。ただ協議の過程で、いろいろな今後の発展的な部分で、様々な団体との係わりというのも当然出てくるかと思っておりますので、その中で今ほど言われた部分も一つの参考として運営事業者には伝えさせていただきたいと思っておりますので、その中でこちらの協議会の構成メンバーというのは決定していくような形になろうかと思っております。

渡辺委員 では、今回のその協議会の座長であるこの佐野盛也さんでしょうかね。こちらの方の会社はどちらにあって、佐野さんはどちらにお住まいのかたになるんですか。

吉田産業経済部副部長 佐野先生ですけれども、今、新潟にお住まいですが、ご自宅までは承

知しておりませんが、実際に私ども商工課で創業関係のいろいろな塾ですとか、個別相談会この先生の方をお願いしておりますし、市内商工会の経営相談という部分でも、この佐野先生がある程度の業務を請け負う形で、それぞれ事業者の相談にあたっているというふうになっています。

渡辺委員 中小企業診断士ということですので、またこれ中小企業ですよ。そうすると大きなプロジェクトですとか、そういったところに長けてるかたなのか、どうか私はわかりませんが、先ほど来言いましたけれども、皆さんの頭の中がもう小さな規模での指定管理というふうになっていただかないためにも、ぜひ様々なところの視察ですとか、勉強会ですとかも、この協議会の中でしていかなければいけないのではないかなという気がしているんですけど、その辺のことはどのようになっていますか。

吉田産業経済部副部長 今後の部分につきましては、まだこれから運営事業者の方とどのような形で協議をスタートするのか。また、当然、佐野先生を交えて協議会の議論のスケジュールも決めていくような形になりますので、今ほどいただいた意見も参考にさせていただきながら、今後どのように進めていくのか事業者とともに検討していきたいと考えております。

高野委員 今、協議しているのは、この間ずっと魚沼市内スキー場をどうするかということで、10年来やってきているわけです。そこに来て市長も何人も変わって、そのたびに方針も変わってきてます。今は市長が変わって、魚沼市内スキー場をどう存続させるか、持続可能な運営に向けてどうするかという話で、行政の方から今出ているわけです。だから、議論を戻さなくて、この存続方針でやってみようではないかと言うかどうかの話だと思うんですよ。その中にも問題があるのであれば、どこかということを指摘しないとスキー場の存続をどうするかの話は進みませんよ。そういうことで委員の方もしっかりその辺を踏まえて、やっぱり行政の方に問いただしていただきたいと思います。私もそうしたいと思っていますので、ぜひ私としては、まず存続の方針で中小企業診断士もいるってことでありますので、ぜひ私としてはこの方針でやっていただきたいというふうに意見して終わります。

佐藤（肇）委員長 はい、ご意見として承ります。本委員会におきまして、10月11日に改めてスキー場に関しまして、これに係わる条例の考え方だとかを含めまして、改めて委員会を開催させていただきたいと思っております。そこでまた改めて本日いただいた資料等を含め、それぞれの委員の方で、またよく見てきていただきまして、その先へ進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしいでしょうか。（異議なし）本日は以上とし、後日また引続き調査をさせていただくことといたします。

それでは、市長の方からほかに何かございませんか。

内田市長 ございませぬ。

佐藤（肇）委員長 委員の皆様から市長に対して何かございませんか。（なし）ないようですので、ここで市長は所用のため、退席をさせていただきます。しばらくの間、休憩いたします。

休 憩（11：48）

（市長及び付託案件のみの執行部説明員の退席）

再 開（11：50）

(6) その他

・立地適正化計画 防災指針検討業務委託について

佐藤（肇）委員長　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

日程の一部を変更させていただきまして、日程第6、その他を先にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）

それでは、日程第6、その他を議題といたします。立地適正化計画 防災指針検討業務委託についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

武藤産業経済部長　それでは私の方から説明いたします。立地適正化計画につきましては、都市計画の手法ということで、当市でも策定をされておるところでございますが、このたび令和2年におきまして立地適正化計画のもとであり、上位法である都市再生特別措置法こちらが改正になりまして、立地適正化計画において昨今問題となっております災害関係の防災指針の事項を検討し、追加するよというということで法律改正がなされました。このたび、その改正を行うものでございます。詳細につきましては、都市整備課長が説明を申し上げます。

斉藤都市整備課長　（資料「立地適正化計画見直しにつきまして」により説明）

佐藤（肇）委員長　本件の考え方等について、質疑のある方はお受けしたいと思いますが、ございませんか。

渡辺委員　これは、今回は恐らくは立地適正化計画の中間見直しに当たってのスケジュールかと思っております。先ほど福祉支援課ですとか、様々な課と連携しながら、今回のこの防災計画の見直しをしていかなければいけないというお話だったんですけども、最終的にはこの誘導区域というところは従来どおり誘導して、要は住民がなるべく中心市街地に寄っていただいて、そしてそこで快適に過ごしていただくというような立地適正化計画の考え方に沿っているのであって、危ないからどこかに出ていけという話ではなくて、やはり居住誘導区域をしっかりと居住誘導のために計画を立てていくんだという考え方のもとだと思うんですけど、いかがですか。

斉藤都市整備課長　委員おっしゃるとおりでございます。来年度にこの報告書にまとめた内容を都市計画審議会で審議いただいて、さらにパブリックコメントを求めて、その内容を聞いて精査していく予定でございます。

渡辺委員　そうしますと、その中に課題が出てきますと当然のことながら、福祉支援課等としっかりと連携をしながら要支援者ですね、そういう方々の個別支援計画、避難支援計画というものをしっかりとつくっていくことが、最終的には防災のある意味、当然、個別計画をつくらなくても、例えば町内会としてどうするかですとか、それから会社としてどうするか、そしてまた市全体としてどうするかという避難の計画が出てくるというふうには思っております。しかしながら、この最終的に安心安全のために住んでいただくための司令塔として、この都市計画ではないと思っているんですけども、その辺は最終的にどこが責任を持つというふうに想定されているんですか。

武藤産業経済部長　まさに委員おっしゃるとおりの部分で、確かに今現在、ハザードマップを作成しましたが、ハザードマップ上では、この地域が浸水に対してはこういう危険があるという標準的な心配度を示したものです。それに基づいて、今度は都市計画の手法として、この居住誘導区域の中で、今後このハザードマップを基本にしてどのような災害が想定され、そ

れに対してもっと大きな視点で、都市計画の手法としてどういうまちづくりをしていくか、その指針をつくるべき一番大事なベースとなるというものでございます。個々の災害の避難ですとか、その手法については、この指針ができ都市計画でどういうまちづくりをしていくのか、そして、それに基づいて実際に今度はハードの整備をして、避難計画がつくられていくということで、ご理解いただければと思います。

渡辺委員 公共施設の再編計画、そしてまた防災計画、あらゆるところと今回の調査が基礎になってくるという理解でよろしいでしょうか。

武藤産業経済部長 お見込みのとおりでございます。

佐藤（達）委員 防災指針なんですけれども、災害リスクの回避ということも、もちろんあると思うんですけれども、それに加えて、こちらの方で目標年次に向けて、短期、中期、つまり5年10年というところも視野に入れて、取組むということなんですけれども、そうしますと避難をしやすいようにというのもあるんでしょうけれども、浸水とかそういったことが発生しないように、堤防の強化ですとか、排水機能を強めてとか、そういったところも含めた対策になってくるんでしょうか。

武藤産業経済部長 まさに委員お見込みのとおりでございます。その中で、ハード的に短期、中期、長期も含めてどのような部分をその期ごとに改善していくのかを決めるための指針、計画であると思います。

佐藤（肇）委員長 本件については、これからの作業になりますので、随時また委員会に報告をいただくということで、この件については以上とさせていただきます。ここでしばらくの間、休憩といたします。

休憩（12：00）

再開（13：00）

・川西簡易水道の水圧上昇事象におけるその後の経過について

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。それでは、次に川西簡易水道の水圧上昇事象におけるその後の経過についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

星ガス水道局長 6月23日の産業厚生委員会で報告をいたしました、川西簡易水道の現況につきまして、水圧上昇事象におけるその後の経過と今後の対応についてご報告いたします。特に配付資料はございません。6月8日から14日までの7日間、連日配水池に設置している配水用加圧ポンプの出力を制御するインバーター機能が無効となり、ポンプの最高出力のまま配水したことにより、水道水の水圧が水道法関連で規定されている水圧を超えていた事象が発生いたしました。この事象の原因を調査したところ、年1回、計測している配水用加圧ポンプの絶縁抵抗を測定する際に、2台あるポンプのうち、まず停止しているポンプの絶縁抵抗を測定し、その後、稼働していたポンプを測定するため、稼働していたポンプを停止させ、停止していたポンプを稼働させる、運転動作の変更によりまして絶縁抵抗を測定しました。その後、ポンプが運転していることだけを確認し計測を終了したため、運転動作がインバーター機能に戻っておらず最高出力の運転動作が継続し、水圧上昇に至っていたことが判明いたし

ました。この水圧上昇事象に対する対応につきましては、連日配水区域及び山口配水区域の水道を使用している需要家に対し、6月23日に現在の状況説明とお詫びの文書を配布し、続いて7月1日に被害状況調査の文書を配布し、7月19日まで被害状況調査を実施しました。調査した結果は、被害総件数13件、被害総額80万309円となりました。被害内容の内訳は、トイレの水周り破損6件、給水管破損3件、シャワー等の水栓破損3件、温水器破損1件となっております。

地方公営企業法の規定により地方公営企業の業務に関する損害賠償額の決定につきましては、条例で定める場合を除き、原則議会の議決は不要となります。魚沼市の場合は、魚沼市公営企業の設置等に関する条例の規定により、損害賠償額が50万円以上の場合に議会の議決を必要としております。本件における損害賠償額は、13件の合計が80万309円であり、個々の損害賠償額はいずれも50万円未満であるため、議会議決は不要となります。また、地方公営企業の業務に関する50万円未満の損害賠償額の決定につきましては、議決事件ではないため、地方自治法の規定による市長の専決処分もなく、議会への報告も不要となります。

被害を受けた13名のかたとは既に示談が締結されており、今後、全国町村会総合賠償補償保険により対応する予定としております。また、直営で行ってきた配水用加圧ポンプの絶縁抵抗測定につきましては、職員による測定を見直し、外部委託への対応を検討したいと考えております。この度の事象は、維持管理業務の安全管理が徹底されていなかったことが原因であり、管理監督者の職員指導が不足していたことを深くお詫び申し上げます。今後はこうした事態を起こさぬよう、職員教育と施設の安全管理の徹底に努めてまいります。以上、報告いたします。

佐藤（肇）委員長　それでは、本件について質疑があるようでしたら、お受けします。

富永委員　その点検業務というところを外部委託されるというふうなお話でしたが、これはきっちりとその操作方法とかマニュアルなどを作成し、市職員で対応できる仕事ではないかと思いますが、いかがですか。

星ガス水道局長　マニュアルをきっちり作成すれば、職員でも対応できる業務もあるかもしれませんが、年1回の点検でありますので、なかなか職員に徹底することは難しいというふうに考えています。職員については異動等もございますので、やはりずっと点検してくれるような委託業者にお任せをした方が、より確実だというふうに考えております。

富永委員　それはそうかもしれませんが、その現場のところに操作方法だとかの注意書きをしたものを掲示しておけば、それを見て操作すれば誰でもできる仕事なので、わざわざ外部委託しない方がいいと思いますが。

星ガス水道局長　今回の絶縁抵抗の測定をお願いしていた職員については、たまたま、その電気関係に詳しくて免許を持っている方でしたので、それに甘えてお願いをしていたわけですが、今後、そういった資格を持っている職員が必ずしも配置になるとか、雇用できるというわけではございませんので、そこら辺は委託を優先に考えていきたいというふうに思います。

富永委員　インバーターによって、必要なその力を電圧や電流で制御していると思うんですけども、それを復旧しなかったという説明でした。それは別に資格がなくてもできると思いますので、一考をお願いしたいと思います。

星ガス水道局長　機械の操作はそうなのかもしれませんが、絶縁抵抗を測るといった部

分で、ではどういったところにテスターを当てて測るとか、そういった部分については、電気に詳しいかたからしてもらった方が、より確実だというふうに考えております。

渡辺委員　　今ほど今回のこの損害につきましては、公営企業の損害賠償保険か何かで対応というお話だったと思うのですけれども、免責等もあるかと思うんですが、それとも全額の保証が効くのでしょうか。

星ガス水道局長　　免責はなくて、全額が保険で対応できる予定です。

渡辺委員　　そうしますと、迷惑をかけても保険の方で対応ができるというお話でした。そして、今度はその点検作業を外部委託するということになりますと、今回は市の職員のミスということなので、公営企業が入っている損害賠償保険で対応になるかと思うんですが、例えばこれを業務委託したら、その業務委託先がミスがあつて、今回と同じことはあつてはならないことですが、仮にあつたときに、この保険は適用になるのでしょうか。

星ガス水道局長　　業務委託契約の内容によるかもしれませんが、基本的にはこの全国町村会総合賠償保険ではなくて、ガス水道局としては委託業者に対して賠償責任を求めることになるかと思ひます。

渡辺委員　　一般的にはそうなるのではないかなというふうに思ひます。先ほど、職員で対応できないかというお話がありました。当然のことながら専門業者でありますから、そういったミスがないように、またその専門業者もそれなりに保険には入るというふうには思ひますけれども、ただ、やはりこのような人的ミスのときにある意味、市がきちんと今は市が経営しているわけですから、これが外部が経営しているのであればいいんですけれども、市が経営するのであれば、そういった人為的なミスのところについても、しっかりと考えたうえで外部委託をして、そして一番大事なことは皆さんに迷惑をかけない。また、ある意味、魚沼市もせっかく保険を払っているわけですから、使えるときにはしっかりと使って、市の財源にも迷惑をかけないというような方法を探っていくべきではないかと思ひますが、いかがですか。

星ガス水道局長　　今、魚沼市のガス水道局は、全国町村会総合賠償保険にしか入ってませんが、他の事業体ではこのほかの保険にも入っている事例がありますので、そこら辺も今、調査をしているところであります。もし今入っている全国町村会総合賠償保険との違いがわかれば、また新しい保険への加入も検討しているところです。

渡辺委員　　いずれにせよ、今回は軽微な金額で済みましたが、万が一、数千万円とか数百万円というような損害が生じたときに、外部に委託した事業所がそれに対応できるのかどうか。その辺もしっかりと検討したうえで進めて行っていただきたいと思ひます。

佐藤（達）委員　　今回のトラブルはですね、川西簡易水道の関係ですけれども、こういった水道は市内各所にあるのではないかと思ひますけれども、そういった中で配水用の加圧ポンプも各所設置されているんじゃないかと思ひますが、今回のトラブルは点検時とそれから常時の切替スイッチの位置をきちんと規定しておくというチェックシートさえあれば、何ら問題ないところかと思ひます。それに基づいて最後に点検が終われば、またインバータの使用にすることを、きちっとしておけば問題ないところじゃないかなと思ひますけれども、やっぱりこの簡易水道が同じような点検箇所が何箇所もあるというところで、たくさん委託をするのもどうかと思ひます。チェックシートを整備するということが対応が可能ではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

星ガス水道局長　　今まで職員が点検していた箇所につきましては、16箇所ありますので、それ

を年1回しますので、まとめて委託に出した方がそれなりの委託料にもなりますし、直営でするよりも、安全に点検できるのではないかというふうに考えております。

佐藤（達）委員　　こういう点検は、水道関係ではなくて、またほかにも市で管理してるほかの電気設備でもいろいろ点検はあるんじゃないかという気がしますけれども、全体から見てその委託をすべきかどうかというところで、何かあったから委託してしまうということになると、市でも電気関係の担当者がそれなりにおられるかと思うんですけども、市の職員のレベルといえますか、何でも委託にしてしまっただけでは、肝心なところのレベルが低下してしまうんじゃないかなという気がします、いかがでしょうか。

星ガス水道局長　　職員で電気に特化した特殊な技術がある人を雇用しているかと言われますと、それは雇用していない、そういった技術がある職員がいないということでもありますので、今、委員がおっしゃったように施設の電気の点検とかは、また別に発注していますので、そういった電気点検に合わせて、ポンプの点検も依頼するというような、その委託方法というか、業務内容の見直しはできるかと思えます。

佐藤（肇）委員長　　ほかにはないでしょうか。（なし）ないようですので、質疑を終結させていただきます。本件については、以上とさせていただきます。

・養護老人ホーム「南山荘」の移転先について

佐藤（肇）委員長　　次に養護老人ホーム南山荘の移転先についてを議題といたします。執行部から資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

戸田市民福祉部副部長　　養護老人ホーム南山荘は、下折立地内に昭和56年に移転しまして、定員50人の施設で運営を行っておりますが、老朽化が進んでおること、それから現在の養護老人ホームの施設基準は一人部屋なのですが、現在、南山荘は二人部屋であります。基準に適合しなくなっていることもあり、現地では敷地面積が不足することもありまして、改築にあたっての移転先は、地元のかたとも意見交換を行いながら検討をまいりました。このたび、移転先候補地につきまして、市の方向性をまとめましたので、委員会の皆様へご説明いたします。詳細につきましては、介護福祉課長がご説明いたします。

茂野介護福祉課長　　それでは養護老人ホーム南山荘の移転先、候補地案につきまして説明します。（資料「旧東湯之谷小、ひかり保育園 周辺図」により説明）

候補地の案として、資料の太枠線で囲みました、市の所有地である旧東湯之谷小、旧ひかり保育園の周辺エリアとしたいものでございます。なお、資料記載の用地につきまして、一区画の追加、変更をお願いします。資料で、旧ひかり保育園用地の宇津野618番地の上に、宇津野536の2番地という筆がありますが、そちらも建設用地の候補の一区画に含めさせていただきたいものです。

佐藤（肇）委員長　　それでは説明が終わりましたので、本件について質疑はございませんか。

渡辺委員　　ようやく南山荘の代替地が見つかったというか、協議が整ってよかったなというふうには思っております。それで、この公共施設の再編については、私は単独で、ものを考えるのではなくて、複合施設という考え方をまずは検討していただきたいというふうに思っております。そういった意味で、この南山荘に対して、何かしら複合施設ですとか、そういったものを考えておりますでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 詳細につきましては、まだ検討には至っていないのですが、内部で話し合っているものとしては、例えばですけれども、この養護老人ホームに特定施設入居者介護、この養護老人ホームは介護保険の施設ではないのですが、これからのニーズを考えて、その介護の機能を合わせたものも、やはり検討課題としていかなければならないと思っているのですが、以前から話が出ていますが、介護となれば、その専門職も必要になりますので、そういったところの人材不足も課題になるだろうという話は出ておるところです。

渡辺委員 これからの検討の中で、いろいろと話が出てくると思うんですけれども、なかなか事業者からは出てこないなと思いつつも、実は困ってらっしゃることというのが、やはりこれから若い女性の方々ですとか、職員としてこういった施設に入りまして、結婚する、出産をする。そうすると、どうしても育児休業等をとらなければいけないということで、育児休業をとること自体は構わないんだけど、実は魚沼市は2人目からは未満児も含めて無料というところで、非常に未満児のところ待機児童がおります。待機児童がないことになってますけれども、現実にはおります。皆さん、未満児で預けたいと思っても、すぐに入れなかったり、あるいは育児休暇が終わって、すぐに預けたいと思っても入れなくて、半年あるいは1年近く待たなければ未満児が空かない。あるいは今すぐ預かるには、例えばこの湯之谷に勤めていながらも守門に行くんだったら空いているよ、というような話になります。

では、用地の話の中はこれで結構ですけれども、そういったところをこれから検討していかなければいけないと思うんですけれども、その辺、今後、今年度は福祉計画の改定の年でもありますので、そういったことも盛り込みながらしていかなければいけないと思うんですけれども、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長 保育の量というようなところにもなるかと思えますけれども、そうなるかと具体的なその実施計画といいますか、そういったところでも必要量というところの話にもなってこようかと思えますので、またその辺は教育部門とも今日のお話は伝えた中でというふうに思っております

大桃委員 この示されている佐梨川の反対側で岩盤になっている非常に高い山だと思えますけれども、そういう面で先ほど立地適正化計画の話もありましたけれども、安全面では大丈夫なのかと、今までなかったから大丈夫ということもあるんでしょうけれど、その辺のところを聞かしていただけますか。

茂野介護福祉課長 具体的なところは、今、委員がご指摘の面も含めまして検討するというところでありますけれども、防災安全面ということで詳しいことは承知していないところもありますけれども、河川から何メートル離すですとか、その辺も含めまして、防災安全の面、配慮した上で計画を進めていきたいと思っております。

佐藤（肇）委員長 ほかにありませんか。（なし）ないので、本件については、また計画が進んだ段階で報告していただくということをお願いしたいと思います。

・堀之内社会福祉センターの所有権移転について

佐藤（肇）委員長 次に、堀之内社会福祉センターの所有権移転についてを議題といたします。執行部から説明をお願いします。

戸田市民福祉部副部長 堀之内社会福祉センターの所有権移転について、口頭でご説明をさせ

ていただきます。堀之内医療センターに隣接します、旧堀之内病院療養病棟ですが、現在は建物の1階が魚沼市社会福祉協議会に所有権がございます。こちらは社協の堀之内支所と社協のヘルパー事業所が入る堀之内社会福祉センターとして活用されているところです。こちらの建物の2階、3階は魚沼市に所有権がございまして、こちらが以前、堀之内の療養病床として活用していたところでございます。今日お話するのは、堀之内社会福祉センターがある1階部分についてでございます。社会福祉協議会からは、以前からこの1階フロアを市へ無償譲渡したいという話が内々にございました。先般、社協の会長から市長へ社協が無償譲渡の方向で考えているお話と、譲渡後も社協の機能はセンターに残したいこと。それからまた、8月に行われた社協の理事会でも大方その方向でいきたい旨の話がございました。市におきましても今年の6月議会で旧堀之内療養病床については、将来的に地域密着型特別養護老人ホームとしての利活用の検討を始めたと申し上げましたが、2階、3階だけでは特養の事務室ですとか、職員の更衣室等のスペースが不足することが予測されるため、不足する機能をこの1階に設置できればとの考えもございます。市としても活用方法は想定できますので、受諾の方向で進めさせていただきたいと考えてます。また、社協サイドの譲渡にあたってのプロセスとすると、今後はその関係福祉団体ですとか、ボランティア団体への説明を経まして、最終的には社協の評議員会での決定としたいと聞いております。今後、この旧堀之内療養病床の再編にあたりましては、1階部分のスペースも含めて考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤（肇）委員長　それでは、本件について質疑を受けたいと思います。

渡辺委員　社協さんから譲渡を受けること自体は、賛成というか、あれを全体としてどういうふうにご利用していくかということであれば、全体が市のものになった方が今後を考えていくには、いい方向性であると思いますので、そこは了解しました。ただ、社協さんは、このまま、あそこに残るということでございますけれども、どう考えてもあそこ50床の特養を考えたときにですね。私は、下に事務所ですとか、持ってくるだけで足りるとはとても思えないというふうに思っております。そうした中で将来的ですけれども、社協さんのものでなくなったという考え方の中では、社協さんが例えば、まちの中の一定のまちづくりの一環の中で、社協さんが、まちの中に出て行っていただくですとか、そういった考え方もこれから出てくるのではないかと思いますけれども、そういったことについては、どのようにお考えですか。ずっと社協さんにあそこにいてもらうというお考えでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　まず、2階、3階部分につきましては、50床の広域型ということではなくて、29床以下の地域密着型特養で利活用の検討ということですので、今現在は床数については29床以下、それも何床になるかというところは、まだこれからの話でございます。それから社会福祉協議会の場所は、今現在はそのまま残りたいという話を伺っておりますが、その後の話については、具体的には伺っておりませんので、私どもの受け止めとすれば、当面はあの場所にいる意向があるというふうに現在のところは思っております。

渡辺委員　そうすると、今期の介護保険の中での変更としては、ミニ特養として入広瀬のひめさゆりさんのところが変更点をあげて承認になったんですね。ミニ特養の介護保険の計画というのは。これからの課題として、うちはあそこでも、もう50床の特養は取下げるといような考え方の中で今後、進んでいくのかということもあるのですが、この話とはちょっと違うかもしれませんので、また後で、その他のところで言わせていただきますけれども、いろんな

計画等が見えるような形できちんとしたものを、きちんとこの委員会を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長 8期計画の50床というのを掲げておりましたが、その中でこの春先にショートステイから特養への転換が20床ございました。残り30床につきましては、地域密着型ではありますけれども、29床というところで合計49床で、8期の中では50床のうち49床は、この計画の中では、そのように特養については考えております。補足としましては入広瀬の地域密着型についての計画変更、と言いますのも地域密着型について8期の計画であげておりませんでしたので、先般、市の介護保険の運営協議会の中で計画変更について承認を得まして、今、県に計画変更についての伺いをあげているところです。まだ正式な回答は来ておりませんが、それについても回答が得られるものと思っております。またその後につきましては、床数については、9期の中でどうしていくかということになるかと思っております。

渡辺委員 そこについては、1床減ったけれども、50床の計画が8期の中でできるという見通しは以前に聞いてます。ただ、あそこの医療センターというのが場所ですね。あそこについてミニ特養で考えていくんだという話は、9期の話はわかりました。ただ、今年度で考えている福祉計画ですよ。魚沼市の5年計画ですかね。そこの辺りにもきちんと入れていかなきゃいけないでしょうし、介護保険の中だけで話ができることではないと思っておりますので、今、策定段階だと思っておりますが、早期に素案の段階から、しっかりとこの委員会の中に出していただきたいと思いますが、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長 策定中の地域福祉計画の結果などにつきましては、また、委員会の中でご報告したいと考えておりました。ただ、こちらの計画につきましては、具体的な実施計画と違まして、何を何件とか、何床といった、そういった数値の計画とは違っておりますので、そこは恐らくご存じかと思うんですけれども、ご承知をいただければと思います。

佐藤（肇）委員長 本件について、ほかにありませんか。（なし）ないようですので、また事業等が進んだ段階で報告をお願いします。

・介護保険料等に係る事務誤りについて

佐藤（肇）委員長 続きます、介護保険料等に係る事務誤りについてを議題といたします。資料が提出されておりますので、説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 本件につきましては、議会初日の市長行政報告でもご説明したとおりでございます。本当に多くの被保険者の皆様へご迷惑をおかけしたことに続きまして、深く反省しております。大変申しわけございませんでした。本日、改めて、また委員の皆様にお話をさせていただきたいと思っております。つきましては、介護福祉課長よりご説明いたします。

茂野介護福祉課長 まずは、このたび3例の介護保険料等に係る事務誤り等が発生したことに對しまして深くおわび申し上げます。それでは、お手元の資料によりまして、ご説明申し上げます。（資料「介護保険料及び介護給付費高額介護サービス費等に係る事務誤りについて」により説明）

今後の市の対応につきまして、補足して説明を申し上げます。今後の市の対応としましては、事案の対象者の方に遡って還付または追加支給をしていくこととしております。なお、1例目の誤って還付をした13名のかたの対応につきましては、賦課の変更決定ができない期

間でありまして2年を既に経過していること。及びご本人が不利益を被る可能性もありますので、賦課取消しを行わない。返還を求めないということで対応していきたいものでございます。これらの3案の事案の対象者のかたに対しましては、今後、直接訪問し、おわびのうえ返還等の手続を行うこととしております。また、本日本委員会後、記者への報道発表等も行う予定としております。今後につきましては、再発防止に向けて法令の正しい解釈と事務処理の適正執行を徹底するよう、担当職員の資質向上と管理職員によるチェック機能の向上を図ってまいります。以上、介護保険料等に係る事務誤りにつきまして、ご報告といたします。

佐藤（肇）委員長 本件につきまして、質疑を受けたいと思います。ございませんか。

渡辺委員 誤って還付したかたについて、こちらの方は返還を求めないということにつきましては、評価させていただきたいと思います。高齢者でもありますし、生活に支障がないように配慮していただいたことについては感謝したいというふうに思っております。それで、保険料の賦課決定の誤りですとか、それから介護給付費の高額介護サービスの話ですとか、これは個人的な誤り、個人のかたへの給付の額が少なかったりとか、徴収した額が多かったりということだと思っているので、個人的なことだと思ふんですが、3番のこの日常生活支援総合事業サービス費等の算定作業漏れと、これは個人のかたに対して支払うべきものなのか、それとも事業者に対して支払うべきものだったのか、その辺、聞かせてください。

戸田市民福祉部副部長 こちらにつきましても、個人のかたに支払われるべきものでございました。

渡辺委員 ということは、本来であれば個人負担しなくてもいいところを個人負担をしてしまったというような考え方ですか。

戸田市民福祉部副部長 お見込みのとおりです。

佐藤（肇）委員長 ほかにないでしょうか。（なし）ないようですので、本件については以上といたします。

・「ふれあい交流センターこまみ」の入湯税課税免除既定の見直しについて

佐藤（肇）委員長 次に、「ふれあい交流センターこまみ」の入湯税課税免除既定の見直しについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは、魚沼市入湯税条例の見直しについてであります。こちらにつきましては、魚沼市入湯税条例の第3条の入湯税の課税免除の規定に関しまして、一部見直しであります。具体的には、ふれあい交流センターこまみの入湯税の高齢者等に係る課税免除についての規定を廃止する見直しを検討しているところであります。詳細につきましては、税務課長が説明いたします。

齋藤税務課長 （資料「魚沼市入湯税条例第3条（入湯税の課税免除）の見直しについて」により説明

佐藤（肇）委員長 本件について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

渡辺委員 確認ですが、中学生以上が入湯税を払うのであって、資料に小学生がわざわざ載っているということは、市内のどこであっても、小学生以下については、入湯税はゼロという考え方でよろしいですか。

大塚市民福祉部長 委員お見込みのとおりであります。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はございませんか。（なし）ないようですので、また条例案等が出てきたときに、ご審議をお願いいたします。本件については、以上といたします。

- ・物価高騰対策について（住民税非課税世帯5万円給付）
- ・コロナワクチン関係について

佐藤（肇）委員長　続きまして、物価高騰対策について、住民税非課税世帯に対する給付の関係について報告をお願いします。

戸田市民福祉部副部長　先般、国が物価高騰対策として非課税世帯に5万円を給付する事業を行う旨が報道でございました。事業詳細につきましては、まだ国県からの正式な通知は来ておりませんが、かかる経費を追加補正としてあげさせていただくことになろうかと思われま。事業の日程により、本定例会の会期中に予算の追加補正の必要が生じる場合には、会期中に補正予算で追加をお願いする場合もあろうかと思いますが、その点を含みおきください。この事業の担当につきましては、これまでの非課税世帯への給付と同様に、福祉支援課が行う予定で考えております。

佐藤（肇）委員長　関連がありますので、大塚市民福祉部長からワクチン関係のことについて報告願います。

大塚市民福祉部長　新型コロナワクチンの関係になりますが、本定例会の9月7日に12歳以上に対するオミクロン株対応のワクチンの追加接種にかかる経費の補正予算を議決いただいたところであります。その前日の9月6日に厚生労働省からの通知で9月6日付けの法改正で5歳以上11歳以下の小児に対する新型コロナワクチンの3回目接種の実施が可能となり、努力義務も課せられたということから、急遽また新たな接種の必要が生じたところであります。対象者数は約800人となっております。また、6か月から4歳までの乳幼児に対するワクチン接種につきましても、準備を進めるよう通知が来ておりまして、こちらについては約830人となっております。こちらも準備が整い次第、接種を実施する必要がありますので、予算の見積り等が整いましたら、既決予算を勘案したうえでとなりますが、追加予算の補正も場合によっては今定例会中においてお願いする可能性もありますので、またその辺のところを含みおきください。

佐藤（肇）委員長　今ほどの2件について、委員の皆さんから報告案件ですが、何かありますか。

渡辺委員　非課税世帯の5万円については、これは国でする事業だと思ってます。前回、1万円ではありましたけれども、住民税の均等割だけの方々にも少しではありましたけれども、できたということが、私は感謝したいなと思っていますけれど、国は今、前回の2兆円規模に比べてかなり少ないので、また次の交付金がどれだけ出るか分からないんですけれども、住民税非課税世帯だけでなく、少しでも幅を持ってというようなところまでは、まだ考えてないですか。

武藤産業経済部長　閣議決定しましたので、6,000億円とは別です。今回の経済対策で3つ出したのは、まず非課税世帯の5万円プッシュ型。それから臨時交付金としてガス、光熱水費、資材単価の高騰、食料費の高騰に対する経済対策の臨時交付金として6,000億円。三本立てとなっておりますので、それは執行される部分だと思います。

佐藤（肇）委員長　本件については、以上といたします。この後の内容につきましては、委員会

内の調整等になりますので、ここで執行部からほかに報告事項等がありましたらお願いします。(なし) 委員の皆さんからはございませんか。(なし) ないようですので、しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (13:50)

(執行部退席)

再 開 (13:51)

・市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

佐藤(肇)委員長 休憩を解き会議を再開いたします。次に、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。前回の委員会で、私と事務局の方で対応案を書かせていただきました。本日に改めてということでお持ち帰りいただいたところであります。その後、この取扱いについて特にこうしたらいい等がございましたら、お願いをします。いかがでしょうか。(なし) それでは、取扱いについて異議ないようですので、市民の声を聞く会の意見要望等の取扱いについては、前回の委員会で示した案のとおりとしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なし認めます。よってそのようにさせていただきます。

・新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について

佐藤(肇)委員長 次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。8月24日に、広域連合議会が開かれまして私が出席をしましてまいりました。その議会で行われた件について、報告をいたします。まず、一点目は、専決の承認が1件、その他、議案が4件であります。これにつきまして、全てが全会一致で賛成可決されました。内容については資料がありますので、議員控室において閲覧できるようにしておきますので、よろしくお願います。

それから、もう1件報告がございます。第3次広域計画の改定の方向性について、新潟県後期高齢者広域連合の保護条例の見直し等の計画の考え方が示されました。この計画が他の計画と年度を合わせたいということで、現在の計画はそのまま1年間延ばしたいという内容です。令和5年度に計画の見直し年度としたいという内容であります。その辺についても、「広域の計画とは」ということで資料がございますので、同じく議員控室で閲覧できるようにしておきますので、お願いします。以上、報告とさせていただきます。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤(肇)委員長 日程第5に戻りまして、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。

閉会中の所管事務等の調査について、議長宛に申し出を行いたいと思います。ご異議はございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって閉会中の所管事務等の調査につ

いては議長宛に申し出ます。

佐藤（肇）委員長　日程は以上となります。委員の皆さんからほかに何かございませんか。（なし）それでは、本日の会議録の調整については委員長に一任をお願いします。また、産業厚生委員会を10月11日午後1時30分で案内したいと思います。スキー場に特化して行いたいと思います。以上で本日の委員会は閉会といたします。

閉　　会（13：58）